

働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）  
よくあるご質問について

1 事業主団体の要件等

問1 既存の会員名簿で中小企業事業主の割合を確認するにあたり、会員名簿に労働者数の記載はあるが資本金等の記載がない場合、各企業の資本金等の額が確認できる資料を提出する必要はありますか。

（答）

労働者数より中小企業事業主であるか否か判定し、中小企業事業主の占める割合が構成事業主の2分の1を超える場合には、支給要領第1の1(2)の要件を満たすこととして差し支えありません。

問2 商工会議所・商工会等の、支給要領第1の1(1)①ア～エに該当する事業主団体については、署名等により「中小企業事業主の占める割合が、構成事業主の2分の1を超えていること」を満たすこととする取り扱いとなっていますが、署名等の様式はありますか。

（答）

任意の様式により、「当〇〇商工会議所は、中小企業事業主の占める割合が、構成事業主全体の2分の1を超える団体であることをここに証明する。」等の記載と署名のある書面の提出で足りるものとしております。

問3 団体推進コースの対象として、一般財団法人は認められていますが、公益財団法人は対象とはなりませんか。

（答）

公益財団（社団）法人は、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に規定する公益認定を受けた一般財団（社団）法人であり、支給要領で規定する事業主団体等の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人」に該当するため、団体推進コースの助成対象となりえます。

問4 対象事業主の要件である「中小企業事業主の占める割合が、構成事業主（共同事業主については、代表事業主を除く事業主）全体の2分の1を超えていること。」について労働者を雇用していない個人事業主は、中小企業事業主に含まれるのでしょうか。また、分母の会員数から除外して計算して差し支えないでしょうか。

(答)

交付要綱第2条にあるとおり、「労働者を雇用する事業主」を構成事業主としていることから、個人事業主は構成事業主に含めず、分母にも含めないこととしております。

## 2 成果目標等

問5 支給要領第1の3(2)「成果目標の設定」及び交付要綱第3条第3項において、「構成事業主の1/2以上に対して取組又は取組結果を活用すること」となっていますが、これは構成事業主が就業規則や賃金規定の作成・見直しなどの具体的な結果を出す必要がありますか。

(答)

成果目標である「改善事業の取組を、構成事業主の2分の1以上に対してその取組又は取組結果を活用すること」とは、改善事業の取組内容を事業主団体等のHP、会報誌、メルマガ等を用いて、その内容を周知し、構成事業主が当該取組を確認できる状態にすることでも足りると考えております。

問6 当該団体は、隔月ペースで広報誌を発行しています。

成果目標達成のため広報誌に取組事業の結果を掲載することを予定していますが、このように定期的に発行している広報誌の費用は、取組事業掲載の号については全額助成対象としてよいですか。

または、ページ数の按分等合理的に認められる費用のみを対象とすべきですか。

(答)

改善事業の取組に係るページの費用のみを対象とします。

### 3 事業内容等

問7 セミナーの参加や専門家派遣の対象は、あくまで団体に加盟する会員企業に限定されるという理解でよいでしょうか。

(答)

交付の目的が「傘下の事業主のうち労働者を雇用する事業主の労働者の時間外労働の削減等労働条件の改善のため、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施した事業主団体等に重点的に支給すること」としていることから、原則は、会員企業に対する改善事業の取組となります。

問8 生産性向上が図れるよう著名な講師 B を東京から招き、経営品質に係る講演を行ってほしいと考えております。

A 団体での講演後、講師 B が翌日に C 市内での業務があることから、A 商工会議所から約 100 キロメートル離れた C 市に宿泊する予定ですが、講師 A の宿泊代（後泊分）を団体推進コースにより支給することは可能でしょうか。

(答)

「改善事業以外の用途が一連の旅程に含まれる場合は、用務の実態を踏まえ、按分等の方式により助成対象経費と助成対象外経費に区分する。」としているため、改善事業を実施するために必要な経費と認められない場合は助成対象とはなりません。

問9① 交付要綱第3条の改善事業(2)新ビジネスモデル開発・実験の事業について、新製品の開発・研究費についてはこれにあたるが、共同事業主の代表事業所が自社で開発・研究部門があるのでこれを行った場合の設計やデザインに関する費用(原材料費以外で経費の支出が発生しない)を支払った経費として計上できますか。

② また、共同事業主の構成事業主に受発注することは認められるでしょうか。

(答)

- ① 費用の負担、支払行為が発生しないので経費として認められません。
- ② 共同事業主を構成する事業主への発注は、事業主自らの取組であるため、支給対象にはなりません。

問10 当コースの支給対象事業として「セミナーの開催等の事業」があり、「構成事業主における労働時間等の設定の改善に向けた機運の醸成のためのセミナーの開催又は受講等の事業」がこれに該当すると解釈が示されているところですが、構成事業主の労働者に対するエクセル研修は対象となりますか。

(答)

「業務研修」が、交付要綱第2条（交付の目的）の「構成事業主の労働者の時間外労働の削減等労働条件の改善のため、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組」に該当するならば、助成対象となり得ると考えております。

ただし、エクセル研修の内容が初歩的な内容に止まり、業務改善による生産性向上に資すると認められない場合には、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組とは言えないため、助成対象とはならないと考えます。

問11① 個々の企業ごとに人材確保のためのHPをそれぞれ作成した場合は助成対象になりますか。

- ② 人材確保のための3社共通のページ（HP）を作成し、そこから各社の人材確保のためのページにリンクをはる場合、3社共通のページと各社の人材確保のページはそれぞれ助成対象になるか。
- ③ 共同事業主で人材確保のためのHPを作成し、そのHPに共同事業主各社の求人情報を掲載するのは対象になるか。

(答)

① 団体推進コースはその団体ごと取りまとめて事業することが目的であるため、個々の企業ごとのHP作成費用や採用支援会社との契約等は助成対象となりません。

② 3社共通のページと3社共通のページと一体に個々の企業ごとの求人情報ページを作成することは助成対象となりますが、個々の企業のHPの一部として採用のページを作成することは各企業が経費負担すべきであり、3社共通ページとリンクをはることにしても助成対象になりません。

③ 10社ごとの採用に関することについて取りまとめたページを作成し、代表事業主が共同事業主の人材確保の取組を実施する場合は、助成対象となります。

問12 展示会の事業を検討している。傘下の事業場が出展し、試作品及び試作品以外の商品の展示・販売を行うが、その収入については、助成対象から控除する必要がありますか。

(答)

傘下の会員企業の試作品及び試作品以外の商品を、当該会員企業が展示会で販売するのであれば、その作成経費は助成対象外であり、それらに係る収入の問題は発生しないと考えております。

問 1 3 協定書を締結した 10 事業者で共同事業主を構成し、団体推進コースの交付申請を検討する場合、事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新の事業を計画する際に、委託費を使用できるか。

(答)

委託費の使用については、改善事業の遂行に必要な調査等を委託するために支払われる経費であり、この場合には助成対象になりません。

#### 4 その他

問 1 4 申請マニュアルに「改善事業における発注先（委託先）の選定に当たっては、1 件当たり 10 万円以上を要するものについては、一般の競争に付してください。一般の競争に付することが困難または不相当である場合として随意契約を行う場合、原則として 2 社以上から見積をとることが必要となります。」と記載がありますが、10 万円未満の費用である場合、1 社のみで見積で足りるという解釈でよいですか。

(答)

10 万円未満の費用である場合には、1 社のみで見積で差し支えありません。

問 1 5 切手代や会議時の茶菓代等は交付申請時に見積書を提出することが困難であると一般的には考えられるが、どのような書類を提出したらよいですか。

(答)

切手の単価は定額のため、発送数が適切に積算されているかを確認します。

また、会議時の茶菓代等は、コーヒー代やペットボトルのお茶代等が考えられ、会場利用料と併せて見積もりを取ることができる場合もあると考えますが、見積書を提出することが困難な場合には、適切な単価と個数により積算されているかを確認しますので、事業実施計画に適切な記載をいただくようお願いいたします。

問16 事業推進員の見積書を提出することは困難と考えられるため、求人票または雇用契約書でよいでしょうか。

(答)

必要な経費の算出根拠が分かる資料として、求人票、求人票案、雇用契約書案等が考えられる。なお、雇用契約は、事業実施期間に実施していただくようお願いいたします。

問17 セミナーを複数回開催する内容の事業実施計画を交付決定後、セミナーの参加予定人数の変動により、会場の規模を拡大・縮小したい場合、会場費の変更が見込まれる度に変更申請を提出する必要はありますか。

(答)

事業内容に変更を生じるものではない場合や、経費配分の変更が経費使用の効率化に貢献するものであり、交付目的の達成に支障がないといった場合は、変更申請を要しない軽微な変更と取り扱いますので、その都度変更申請を提出する必要はありません。

なお、事業費が増額され、交付決定額を超える金額の支給を受けたい場合は、変更申請が必要となります。

問18 交付決定後に経費の増額が見込まれる場合（流用が可能な場合を除く）は変更申請が必要となりますか。

(答)

増額分を自己負担することを了解している場合は、変更申請は不要ですが、事業費が増額され、交付決定額を超える金額の支給を受けたい場合は、変更申請が必要となります。

問19 改善事業推進員を事業主団体等の所属職員の中から指名し、改善事業の進行管理、経理管理を行わなければならないとされておりますが、役員報酬のみの支払を受けている役員を指名して良いでしょうか。

(答)

支給要領（団体コース）（別紙）2⑤雑役務費「臨時的に雇い入れた者（改善事業推進員を含む）の賃金」に該当する必要があるため、役員報酬のみの支払を受けている役員は、臨時的に雇い入れた者には該当せず、支給対象とはならないものと考えます。

なお、役員の方が助成対象外経費として、助成金上無償で担当して頂くことは可能です。